

平成25年第4回定例会

平成25年12月6日

一般質問通告書

質問順 ①

質問事項	質問要旨
19番	坪井久行
1. 中学校給食の自校方式を実現できる根拠について	<p>教育委員会平成25年第2回会議(2月22日)において、「こどもの食のあり方懇談会についての説明」において、教育行政は、「実施方式は、メリット、デメリットを考えると、自校方式が一番望ましい(同一敷地内であり、すぐこどもたちに提供できる。調理の状況等も見られ、食育の観点からも一番精華町らしさが出せる最善の方法ではないか。)が、センター方式も自校と変わらない状況がある。町の財政的なことも踏まえ、懇談会からはセンター方式が最適であるという報告をいただいていた」と報告されている。そして、自校方式が難しい理由について、2点を挙げておられる。</p> <p>①初期投資、維持管理、スムーズな運営を考えた場合、自校方式では3校に一つずつ調理室をつくるため、相当な予算も必要で、1校あたり、食数にもよるが2億円前後で、3校で別紙比較表の通り5億5千万円前後と推察。3校の運営費なども発生。一方、センター方式は、広い敷地が必要となるが、スケールメリットをいかして一つのセンターで対応でき、施設そのものは約5億円前後と推察。運営費も自校方式よりも若干下がると推察。</p> <p>②敷地の関係では、自校方式は、精華中学校と南中学校では、現在確保できるが、西中学校は、校舎を増築したこともあり、余裕スペースがない状況のため、新たな用地が必要となる。一方、センター方式では、逆に大きな敷地が必要となるが、精華中学校の改築計画から改築移転後に現在の校舎を取り壊すことから、そこで敷地確保は可能であると考える。</p> <p>要するに、自校方式が食育上一番望ましいが、財政負担と西中での調理室用地の確保が難しい、という2点の理由で実現が難しいため、センター方式でカバーすると、解釈できる。逆にいえば、2点の理由が克服できれば、自校方式の採用は可能と解釈できる。</p> <p>そこで、理由に挙げられた2点について伺う。</p> <p>(1) 町は、西中学校の調理室を800食対応で600m²の調理室を想</p>

	<p>定しておられるが、最新型の川西小の500食対応の321m²の調理室を基準にして、食数比で試算すると西中は800食対応の約500m²となる。しかも、西中は、今後の子どもの出生率は極めて鈍化し、9年後には半減する見込みを考慮すれば、5年後で600食対応の約400m²、8年後で480食対応の約300m²で可能と試算できる。このような子どもの数の推移を踏まえれば、800食対応の500～600m²もの施設は必要なく、現実の精華台小や東光小の900食対応の約200m²で運営している実態を顧慮して、400～300m²程度の施設で可能と試算できる。そうすれば、西中における調理室用地の確保は十分可能である。</p> <p>(2) 上記のように調理室を適正規模に設定すれば、おのずから町の財政負担も軽減される。(1)と同様に川西小を基準に精華中と南中の調理室を試算すると、精華中は250m²（町試算は300m²）、南中は200m²（町試算は250m²）となる。よって、当初の町の試算では、3校面積合計1150m²で7億5500万円であるが、川西小を基準にした3校面積合計は、①西中を400m²としたとき、850m²、約5億6600万円となり、②西中を300m²としたとき、750m²、約5億3800万円となる。つまり、センター方式の町試算額6億8000万円よりも約1億円以上減額となる。</p> <p>運営費は町試算ではセンター方式の方が年353万円軽減されるとのことだが、上記の建設費と併せて考えれば、どちらが財政的に有利か自明の通りではないか。</p> <p>したがって、食育の面でも、物理的条件の面でも、財政負担の面でも、有利な自校方式を選択すべきではないか。未来の世代のために英断を伺う。</p>
2. 狛田駅東特定土地区画整理事業のアクセス道路と商業施設の整備について	<p>狛田駅東区域の事業の完成が近づくにつれて、住民の間からは、アクセス道路への期待や心配、商業施設への待望の声が強く上がっている。そこで、伺う。</p> <p>①アクセス道路としては、僧坊・前川線と府道木津八幡線との交差を危ぶむ声がある。農免道路、東線、僧坊・前川線、府道とをどのように接続するのか、構想と具体的な手立てを伺う。</p> <p>また、北東側（菱田方面）からと南側（里方面）からのアクセス歩道の見通しは。</p> <p>②商業施設の誘致状況を伺う。</p>

質問事項	質問要旨
	7番 内海富久子
1. パスポート（旅券）発行の申請・交付の窓口設置の実施を	<p>旅券法の一部改正により、都道府県から市町村への権限移譲が可能になりました。都道府県によっては、市町村の希望で権限移譲事務の重点移譲項目に挙げているところもあり、全国で20年4月現在13都道府県が事務の権限委譲をしています。</p> <p>市町村に移譲することで住民に身近な窓口で申請時に必要となる戸籍謄本が取得でき、手続きがワンストップとなり町民の利便性と行政サービス向上につながるものと考える。</p> <p>旅券発行の現状と町の考えを伺う。</p>
2. 地域で支え合うまちづくりの人材確保策について	<p>(1) 介護支援ボランティアポイント制度の導入</p> <p>元気な高齢者の社会参加を促し、介護予防にもつながり、支えあう住民の力を生かして地域づくりに貢献する制度です。今後、上昇は避けられない介護保険料の負担軽減の観点からも有効な取り組みと考える。</p> <p>先進自治体での取り組みをもとに提案してきたが、その後の検討状況を伺う。</p> <p>(2) 認知症サポーターの充実と登録制度について</p> <p>厚労省の推計で2012年現在、認知症になる可能性がある軽度の人も含め862万人。今後さらに増えると予想され、85歳以上になると4人に1人が認知症になるとされています。</p> <p>認知症サポーターは、住み慣れた地域で暮らしていくための支え手として大変重要な要素です。サポーター養成講座修了者の中で希望者に登録していただき、見守りだけでなく、様々な情報提供や活躍の場を広げるためにサポーターの充実と登録制度が必要と考える。今後の展開について、町の考えを伺う。</p>

質問事項	質問要旨
18番	佐々木 雅彦
1. 交通問題	<p>①社会構造の変化に伴い「公共交通」の果たす役割を問う。</p> <p>②くるりんバスの定義と理念の見直し方針を問う。</p> <p>③鉄道・バス会社の社会的責務を問う。</p> <p>④「受益者負担」の発想の妥当性を問う。</p> <p>⑤交通誘導が進まない原因と対策を問う。</p> <p>⑥交通権を保障した「交通基本条例」の制定を求める。</p>
2. 生活保護制度改定に伴う影響	<p>生活保護事務は、本町事務ではないが、本町住民生活に大きな影響を与える。</p> <p>生活保護制度の改定に伴い、本町住民に与える影響を問う。</p> <p>障害者自立支援給付、各種税金類、幼稚園就学奨励金、就学援助、公営住宅家賃など、「要件(生保有無、生保基準額、町民税限度額)」「現在の制度利用者数」「改定に伴う影響者数」「来年度の負担増見込み額」などを、影響するすべての事業ごとに資料提供を求めるとともに、対応策を問う。</p>
3. 情報公開と説明責任	<p>①各種審議会等の公開規定・手順の改革は進んだのか。</p> <p>②自治体財務制度の改定に伴い、「財政状況資料」など全国的には早期積極公開が進んでいるが、本町及び京都府下では遅々としている。原因と対応策を問う。</p>
4. 中学校給食	今春の「基本的事項」の決断は、将来に責任を持つものなのか、教育長及び教育委員長に問う。

質問事項	質問要旨
	3番 森 元 茂
1. 雨水排水対策について	<p>9月16日、大型の台風18号に伴う記録的な豪雨により、近畿から東北6県で、死者3人、行方不明者5人、重軽傷者70人、床上、床下浸水家屋1,500棟の甚大な被害が発生したと報道されています。近年こうした地球規模で進む気候変動に、備えのほうが追いついてないのが現状ではないかと考えます。</p> <p>本町では、これまでやってこられた九百石川などの排水対策事業が功を奏しまして、被害はかなり少なくなって来ているように思います。しかしながら、まだまだあちこちで土砂災害や浸水被害は出るわけで、住民は大変大きなダメージを受けることになり、何といっても町の最大の責務は、町民の生命と財産を守ることにあります。去年の8月14日の記録的な豪雨なども考えると、豪雨は毎年起こっても不思議ではないと思います。</p> <p>そこで、次のことについて伺います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①祝園ポンプ場、下泊ポンプ場の稼動対応は十分か。 ②公共下水道雨水建設事業で、九百石1号、2号、菅井の各事業の進捗は。 ③祝園西一丁目、北稻八間二ノ坪（消防本部北側付近）などの排水整備計画は。 ④内水ハザードマップの作成の考えは。

質問事項	質問要旨
8番	山本 清悟
1. 気象庁の特別警報発令対応などについて	<p>気象庁は、平成23年3月の東日本大震災や平成23年9月の台風12号による紀伊半島の甚大な被害に対する教訓から、気象業務法を改正し「災害発生の危険性が通常の警報発令時よりも著しく高いことを住民や地方自治体にわかりやすく伝える手段」として、平成25年8月30日から「特別警報」の運用を開始しています。</p> <p>情報の伝達経路として気象業務法15条関係で、気象庁は特別警報を発表したときは、直ちに都道府県の機関などに通知しなければならないとし、通知を受けた都道府県の長は、直ちに関係市町村長に通知しなければならないものとする。</p> <p>通知を受けた市町村長は、直ちに住民等に周知させる措置をとらなければならないものとする。と定められている。</p> <p>本町においても、この改正法が施行された後の9月15日に台風18号の大霖に関する「警報」を発表、翌16日AM5時過ぎに「大雨特別警報」が発表された。</p> <p>そこで情報伝達などについて伺う。</p> <p>(1) 「特別警報」に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ①気象庁が「特別警報」を発令してから京都府を通じて本町に情報が伝達された時間の経緯は。 ②通知を受けて住民に通知したのは何時何分か。 ③住民に伝えた内容と、それを受けた住民に何を求めたのか。 ④①及び②の情報の伝達手段は何か。 <p>(2) 18号台風の被害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ①祝園西一丁目・菱田地域をはじめ局地豪雨被害個所の状況は。 ②常に降雨被害の発生する谷川の山手幹線沿西側の状況は。 ③刈入れ前の稲作に対する浸水被害状況は。 ④木津川の水位と樋門の開閉と排水ポンプの稼働の状況は。 ⑤本町の今回の対応に関する今後の課題点は。

の成果を期待するものである。

通学時間帯と重なる時間帯に通勤車両の抜け道に利用され、そのうえ速度超過と感じる車両通行が後を絶たない通学路、生活道路が旧村地域にも多くある。特に道路幅が狭く日常的に通学児童・生徒や高齢者などが危険にさらされている状況である。

このような箇所にも早い時期にゾーン規制を導入すべきと考えるが、その考え方と対応を伺う。

質問事項	質問要旨
6番	今方晴美
1. コミュニティーソーシャルワーカーの配置	<p>生活上のさまざまな困りごとに対応し、親身に寄り添い、ボランティアらと一緒に問題解決に取り組むのが、コミュニティーソーシャルワーカー（CSW）で、いわば地域福祉の相談・調整役です。生活困窮者への支援が社会全体で大きな課題となる中、包括的な相談支援事業を実施している自治体が多く見受けられます。</p> <p>豊中市では、コミュニティーソーシャルワーカーが、小学校区単位に結成された住民のボランティアや校区福祉委員とともに一人暮らしの高齢者宅を訪問し、相談活動をされています。“制度のはざま”で苦しむ人たちのコミュニティーソーシャルワーカーに寄せられた2011年度相談件数は、1,200件を超えたそうです。</p> <p>本町でも地域の抱える課題はあり、コミュニティーソーシャルワーカー制度の導入、配置を検討すべきだと考えますが、見解をお聞かせください。</p>
2. 学校施設の非構造部材の耐震化	<p>東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害が発生しました。建物の柱やはりなどの構造体の被害だけでなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材も崩落し、避難所として使用できない例や、児童生徒がけがをした例もあり、改めて非構造部材の耐震化の重要性が認識されました。</p> <p>現在、学校施設の構造体の耐震化は鋭意進められておりますが、それだけでは児童生徒、地域住民の命を守る対策としては不十分です。構造体の耐震化と同様に、非構造部材の耐震化も緊急性をもって早急に対策を講じていく必要があると考え、次の点を伺います。</p> <p>①平成25年4月1日現在、文部科学省の公立学校施設の非構造部材の耐震点検・耐震対策状況調査結果によると、構造体の耐震化と比べ、非構造部材の耐震対策は遅れている状況がある中、本町学校設置者による非構造部材の耐震点検はどの程度実施されているのか。</p> <p>②文部科学省の通知を受けて、速やかに点検・対策を完了させる必要があるが、耐震点検に基づく必要な改善計画をどのように進められ、いつまでに完了させるのか。</p> <p>③学校保健安全法第27条では、「学校安全計画を策定し、これを実</p>

	<p>施すること」とされています。学校の施設及び設備等の安全点検の対象や項目は、各学校において定められるものですが、平成24年4月26日付、文部科学省からの通知では、非構造部材の点検の重要性に鑑み、各学校において着実に点検することを要請しています。そこで、各学校の安全点検項目に非構造部材の点検は含まれているのか。含まれていないのであれば、早急に学校保健安全法に基づく点検項目に非構造部材の項目を反映させるべきと考えますが、見解を伺います。</p>
3. 雑誌オーナー制度の導入	<p>この制度は、雑誌購入費を企業・団体または個人に負担してもらい、代わりに雑誌最新号のカバー表紙にそのオーナー名、裏面に広告を掲載するというものです。</p> <p>平成22年12月、24年6月議会一般質問で、新たな財源確保と制度が住民等の図書館への参画意識向上につながることを目的に制度導入を提案しました。進捗を伺います。</p>

質問事項	質問要旨
10番	柚木弘子
1. 桜が丘2丁目北 (東西幹線1号) の道路の奈良交通 バス兜台五丁目終 点付近の安全対策 について	<p>この付近は、東に向かう道路がカーブして見通しが悪く、また下り坂になっているので、車はスピードを出して走り大変危険である。また、この三差路を右折する車は、右手にある歩道の植栽が目線を遮り、カーブミラーを見て確認して出ようとしても、カーブからスピードを出して走ってくる車に間に合わず事故が多い。</p> <p>その上、出発するバスが道路上に止まって時間待ちをし、カーブミラーも隠されてしまう。隣接している桜が丘1丁目住宅地内は『ゾーン3.0』に指定され、安全のための施策が進んできた。この道路の安全策も近辺住民は切実に願っている。</p> <p>精華町住民のため、町として木津川市、奈良交通バス、木津警察などの関係機関へ要望していただきたい。</p> <p>次の4点を伺う。</p> <p>①東西幹線1号道路の、桜が丘3丁目交差点から相楽台北交差点までの速度制限を50kmから40kmに変更できないか。周辺道路はこの道路以外は40km制限である。</p> <p>②「事故多し、危険」などの交通安全看板を現場直前に設置してほしい。また現在、現場西に看板が2枚設置してあるが薄汚れ、文字も消えかかっているので、この2枚を改装できないか。</p> <p>③道路上にある奈良交通バス兜台五丁目乗り場を、バスロータリー内に移動できないか。現在はバス停車中にはカーブミラーが隠されて見えない。</p> <p>④三差路の角に並ぶ2店舗の前の街路樹（銀杏）の間の低木植栽を、丈の低い地面を這う杉などに植え替えられないか。これらの低木植栽は交通安全対策が考えられていない。今後の町づくりにおいては、幹線道路との出会いの部分で視線が遮られないよう、構造と植栽について十分に考えられたい。</p>
2. 子ども・子育て 新制度移行につい て	<p>子ども・子育て新制度が2015年4月実施に向けて動き出している。しかし、国は本格実施に向けて、煩雑で理解困難な問題を保育関係者や保護者に周知させているとはいえない。</p> <p>精華町においては、子ども・子育て会議を設置し、ニーズ調査も行</p>

っている。町では「子育て支援の役割、機能を充実し、質の高い保育を提供する」という目標を掲げており、それを評価、信頼する立場から、子どもを守る町づくりのさらなる充実を目指して次の質問をする。

- ①新制度においては、国は「既存の幼稚園及び保育所からの認定こども園への移行は義務づけず政策的に推進。地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実」と言っている。精華町での保育制度、内容について「児童育成計画」に示され、公的責任を明確にして町が進めてきた今までの子育て支援が続けられると解釈してよいか。
- ②先の9月議会での私の質問に対して、「町では新制度のもとでも公的責任を堅持し、施策の点検、評価、見直しを行っていくことで、よりニーズに沿った施策の実施に努める」と回答された。新制度の具体化にあたり、この姿勢に立って行政としてどのような問題・課題があると考えているか。
- ③町内の幼稚園3園は新制度のもと、どのような方針をもっているか。幼稚園3園の動向を尋ねたい。
- ④保育料について、町は低く抑え、収入区分の細分化など、保護者への援助をしている。しかし国は新制度の施行で自治体の負担軽減策なども見直しの対象にすると言っている。町は今までの負担軽減策を維持する方針であるか。

質問事項	質問要旨
11番	松田 孝枝
1. 内水排除対策	<p>9月16日の台風18号は、京都でも「特別警報」が出され、府内でも被害が多く報告されている。本町では、家屋の浸水被害は免れたものの収穫を目前にした田畠の冠水が発生した。とりわけ狛田地域の農免道路周辺の田んぼは冠水・満水状態となった。</p> <p>その要因の一つとして、内水排除の不十分さがあげられる。下狛排水ポンプ場の現況と今後の施設拡充の見通しを問い合わせ、ポンプの増設を求める。</p>
2. 学校の危機管理	<p>安心・安全な学校生活を送るために、多面的な危機管理が求められるが、事故、疾病に関わっての「危機管理」について問う。</p> <p>①事故・疾病危機管理マニュアルの策定状況とその内容、運用状況は。</p> <p>②本年6月に、文部科学省からも「熱中症対策」についての「依頼」文書が出されている。本町小・中学校での「熱中症対策」と発症件数、対応策、関係他機関・家庭との連携は。</p>
3. 介護保険制度の見直しで「老後」はどうなる	<p>介護保険制度の見直しがすすめられている。これは、消費税増税と一緒に実行する社会保障制度改革改定の「プログラム法案骨子」の具体化の一つであるが、2015年実施をめざしている。</p> <p>その内容は、①要支援1,2の人を介護保険給付から外して、地域支援事業に移す。サービス内容は市町村の裁量で決める。担い手は、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人を活用する。②特養ホームの入所を要介護3以上に制限する。③ディサービスの重点化と報酬単価の引き下げ。④利用料負担の引き上げなどがいわれている。</p> <p>このように、軽度介護や生活援助を取り上げ、サービスを利用すれば負担が重くのしかかるというものである。介護保険制度の当初の目的である「介護の社会化」を「自助・公助」「給付の効率化・重点化」という名のもとに投げ捨てるものであり、社会福祉としての介護保険制度を後退させるものである。</p> <p>本町でも、高齢化は着実に進んでいるし、「一人住まい」高齢者も増えている。認知症対策としての「初期対応」が重要なことはいうまでもない。</p>

町の第5次総合計画でも、「誰もが自分らしく高齢期を楽しみ、介護が必要になったときに安心できるまち」を目標として掲げている。今回の改定が施行されれば、高齢者を取り巻く「介護環境」は大きく変わってくると懸念する。

- ①今回の改定案に対する町の見解と、求められる「社会資源整備」についての対応策を問う。
- ②抜本的には、国庫負担金が増額されることが重要だ。介護保険料値上げの際にも、国庫負担金の増額を国に求めるとのことだったが、その後のとりくみはどうか。

質問事項	質問要旨
	1番 岡本篤
1. 道路の安全対策について	<p>国道163号の高規格化への進捗や山手幹線の延伸などで、町内の通過交通車両の増加などが進み、幹線道路自体の安全対策はもとより、町内の既存道路との接続箇所や歩行者の安全確保、通学路の再編など、今後さらなる道路網の整備とともに課題は増えると考えられる。</p> <p>そこで、通行車両が安全に走行するために欠かせない道路案内標識の設置、道路照明、防犯灯などについての設置基準や道路整備の考え方について伺う。</p>
2. 小型電子機器等リサイクルシステム構築実証事業の開始について	<p>小型家電リサイクル法の施行に伴い、今年度より小型家電リサイクル実証実験が本町でも行われる予定と聞いているが、具体的にはどのような実証実験の内容となっているのか。</p> <p>また、実証実験から本格実施への見通しを伺う。</p>

質問事項	質問要旨
	16番 神田 育男
1. 町立中学校の完全給食は自校方式で	<p>平成23年9月定例議会の「町立中学校完全給食実施を求める」議会決議後2年と3か月が経過した。平成25年3月定例議会の「議会決議された町立中学校の完全給食の早期実施を求める陳情書」。同趣旨の議会決議が2回も行われたにもかかわらず、いまだにその道筋すら示されていない。</p> <p>二元代表制のもと、議会が2回も議決した意味は極めて大きい。町長は真摯に受け止め、議会決議の早期実現に向けて具体化する責務がある。しかしながら行政側には議会決議を最優先で取り組むという姿勢が見受けられない。</p> <p>私は昨年6月議会以来、今年の12月議会まで連続7回中学校給食問題を取り上げてきた。議長を筆頭に私たち議員は議会決議の早期実現を求めるのは「当然すぎるほど」当然だからである。</p> <p>私は以前から、「中学校給食導入については自校方式、センター方式、親子校方式などの手段は問わない、それぞれの学校の実態に応じた方法での早期実施」を求めてきた。しかし総務教育常任委員会の行政視察等で他の自治体の実態を調査した結果、自校方式に勝る方法はないと確信した。</p> <p>(1) 用地問題</p> <p>行政が自校方式の実施が一番困難としていた「精華西中学校は用地が確保できない」については疑問がある。600m²が必要とした根拠を伺う。</p> <p>(2) 財源は</p> <p>給食設備の建設費については、自校方式がセンター方式より高いとの説明であったが（センター方式6億8000万円、自校方式7億5500万円）、この根拠についても私は疑問を持っている。さらに精華中学校の改築に合せて給食設備を同時設置すれば、安価で導入できる。</p> <p>建設費がセンター方式より自校方式の方が安く、精華西中学校で用地確保が可能となればセンター方式にこだわる必要性がなくなると考えるがいかがか。</p> <p>(3) 「地産地消（材料調達の容易性）」、「アレルギー対策」、「美味し</p>

	<p>くて暖かく」等の観点から見れば、自校方式の優位性は搖るぎない。さらに生産者などと連携し、地場農産物の活用で子どもたちに安心・安全・新鮮な食事を提供するとともに、地産野菜を使った特産品の開発など地域の農業の発展に寄与できる。</p> <p>肥満やアレルギー対応の除去食、代替え食は、大人数のセンター方式では難しく、少人数の自校方式が有利で安全である。</p> <p>以上の自校方式のメリットを生かし、自校方式での3校同時実施が可能となればセンター方式を見直すべきであると考えるがいかがか。</p>
2. 清掃センターの建設に伴う課題について	<p>(1) 建設用地も確保され、26年度より敷地造成工事が実施されると聞いている。清掃センターを建設されるにあたっては、当然本町への応分の負担が求められることになる。しかし本町としての関わりは、その内容が議会では十分説明されていない。</p> <p>①本町は検討段階でどのように関わってきたのか、また、どのような意見を反映させてきたのか。</p> <p>②木津川市と共同出資して建設する施設である。本体の負担割合や、本体設備の工事の発注方法についての見解を問う。</p> <p>(2) 西部塵埃処理組合の基金運用について</p> <p>約7億円の基金合計の内、財政調整基金と振興特別基金約5700万円は当然新清掃センターの建設後も引き継がれると思うが、撤去費用を除いた約6億4400万円の打越台環境センター施設整備に関する基金の取り扱いである。木津川市で清掃センターが建設後、基金の取り扱い方法について本町の考え方を問う。</p>

質問事項	質問要旨
	14番 安宅吉昭
1. 健康増進事業の取り組みについて	<p>本町では、町民の健康増進事業が極めて重要な施策であるとして、役場内に推進本部を設置、「健康ダカラ毎日が楽しい！せいか365」がスタートしました。その取り組みは大いに期待するところあります。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①町組織・職員あげての庁内推進本部の組織体制、活動内容はどこまで進捗しているのか。</p> <p>②これまでの「健康づくりプロジェクト」でも幅広い活動で成果をあげている。健康増進・生きがいづくりの諸活動が「より見える化」での町民への情報発信は考えているのか。</p> <p>③健康増進事業は「健康増進計画」に基づき、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「地域福祉計画」などと融合して推進されるものと考えるが、その方向性はあるのか。</p>
2. 狛田駅東土地区画整理事業の進捗について	<p>狛田駅東土地区画整理事業は地権者と地域住民の協力により、事業が前進しています。この間、国の補助金が半額程度の予算化で事業進捗に遅れが生じていますが、狛田駅東は今、工事が目に見えるかたちで進んでいます。</p> <p>住民の早期完成への期待が高まっているところで、現時点で事業進捗について伺います。</p> <p>①狛田駅東土地区画事業の事業予算、使用収益開始の進捗は今年度でどこまで進捗するのか。また、来年度で事業完了との見通しはどうか。</p> <p>②狛田地区住民の大きな願いである商業施設誘致と狛田駅の改良（東側の改札口の設置、駅のバリアフリー化など）は、どのような協議で進んでいるのか。</p> <p>③狛田駅東土地区画整理事業区域の排水路は農免道路東側に設置する工事が進んでいるが、どのような設計であるのか。</p>

質問事項	質問要旨
9番	三原和久
1. 買い物難民への支援について	<p>身近な商店の撤退・閉店や、交通手段の不足によって、食料品など日常の買い物が不自由になる高齢者らが増えています。経済産業省では、このような流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買い物が困難な状況に置かれている人々を買い物弱者、いわゆる買い物難民と定義しています。推計によりますと、高齢者を中心に全国で約600万人もいると言われております。</p> <p>この問題は、山間部の過疎地だけの問題と思われがちですが、開発された都市近郊の団地などでも問題が起きております。その背景には、身近な商店の減少が影響していると思います。全国の商店数が減少しておりますが、一方、大規模店は増加しております。今後、人口減による市場規模が縮小した場合、大規模店が撤退すれば、買い物難民の問題はさらに進んでいくのではないかと危惧しています。さらに、この買い物難民の問題を放置すると、昨今話題になっております「無縁社会」「消えた高齢者」などの問題の深刻化にもつながることは必至であり、早急な対策が求められます。</p> <p>町においても、買い物難民への支援、地域の商店を支援する対策に取り組んでいく必要があると考えます。</p> <p>今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。</p>
2. 脊柱側わん症について	<p>脊柱側わん症とは、姿勢が悪かったり、座骨神経痛で背骨が曲がっているなど、その原因を取り除けば自然に矯正される機能性側わん症と、背骨の一つ一つがねじれながら変形していく構築性の側わん症と2通りがあります。</p> <p>構築性側わん症はほとんどが原因不明で、思春期の小学校の5~6年生から中学1~2年生の女子に多く見られるというデータが出ています。</p> <p>側わん症は放っておきますと背骨が曲がったまま固まり、骨の成長が止まったり、内臓障害を起こしたり、椎間板ヘルニアになる場合もあり、ゆがみがひどくなると、矯正用の装具を着装したり、金属棒を入れる手術が必要になり、早期発見、早期治療が大変大事です。しかし、この病気は自覚症状がなく、初期の間は変形も目立たないために、</p>

本人はもちろん、親や周囲の人たちも気がつかないことが多いので、学校検診ではより正確な検査方法が望まれるところです。

脊柱側わん症は、学校保健法施行規則第二章第三条二項に「脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。」とあるように、昭和33年度から法改正により学校検診に義務付けられたところでございます。

本町の学校での検診方法、実態調査について伺います。

